

「2023年度 博覧会協会の運営支援等業務委託」

に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

国際園芸博覧会（A1）（以下「博覧会」という。）は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に、国際園芸家協会（AIPH）の承認及び博覧会国際事務局（BIE）の認定を受けて開催される国際的な博覧会であり、2027年の横浜における国際園芸博覧会については、2019年度にAIPHに開催申請を行い、政府による支持の表明により、承認されました。

2021年6月には、国際博覧会条約上の開催申請手続を進めることが閣議了解され、同年11月には、国際博覧会条約に基づく神奈川県横浜市における2027年国際園芸博覧会の準備及び開催運営等を行うため、「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」が設立されました。

また、2022年4月には、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に基づき、国から博覧会協会として指定されました。2022年6月には、政府が閣議決定し、BIEに対して認定申請書を提出し、11月にBIEから認定されました。2022年12月には、内閣総理大臣から「公益社団法人」として認定されました。

本業務は、法的・専門的な知見等を活かし、「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」を適切に運営するための支援等を行うことを目的とします。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

2023年度 博覧会協会の運営支援等業務委託

(2) 主催者

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認めた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、提案書作成要領等に基づき作成してください。

4 その他

- (1) 協会における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合があります。
- (2) 契約締結後、本業務の実施に関しては、プロポーザルの提案内容に関わらず、協会と協議の上、行うこととします。

5 事務局

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 総務人事課 富田、鈴木
所在地 〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13 松村ビル本館
電話 045-307-2029

6 プロポーザル実施スケジュール

